デイサービス愛　　指定通所介護　運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、株式会社調和（以下「本社」という。）が開設するデイサービス愛指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために指定居宅サービスの従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防の為の効果的な支援の方法に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師の「看護職員」、介護職員（以下「通所介護従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定通所介護事業を提供することを目的とする。

（運営の方針・県条例）

第２条　事業所の通所介護従業者は、要介護状態の心身の特性を踏まえて、お客様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらにお客様の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにそのご家族様の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話、介護その他必要な援助を行う。

2　事業所の通所介護事業者は、要支援状態の心身の特性を踏まえて、お客様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行い、心身機能の維持回復を図り、お客様の生活機能の維持又は向上を目指す。更にお客様の社会的孤立感の解消及びそのご家族様の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の支援、介護その他必要な援助を行う。

3　事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4　前各項の他、お客様の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保する。また、非常災害発生の際にその事業が継続できるよう､他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名称　　デイサービス愛　指定通所介護事業所

二　所在地　滋賀県草津市上笠２丁目５番６号

（職員の職種、員数、及び職務内容）
第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者　１名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
二　通所介護従業者
生活相談員　１名以上
介護職員　　３名以上
看護職員　　１名以上
機能訓練指導員　１名以上

通所介護従業者は、指定通所介護の業務にあたる。
生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。
看護職員は、医療的知識や技術を活かし、お客様の健康管理および、医療との連携支援にあたる。

（営業日及び営業時間）
第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
一　営業日　月～土（年末年始を除く）

二　営業時間　午前８時30分から午後５時30分までとする。
但し送迎時間は除く

三　サービス提供時間　午前９時30分から午後４時40分までとする。

四　臨時休業　事業実施地域に暴風雨警報が発令された日及び積雪により送迎時の安全確保が困難と判断された日。その他、管理者が閉所の必要があると認めた日。

（指定通所介護事業の利用人員）
第6条　事業所の利用定員は、１日２５人とする。

（指定通所介護の内容）

第７条

一　身体に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア．　排泄の介助・支援

イ．　移動、移乗の介助・支援

ウ．　機能訓練の指導、介助・支援

二　入浴に関すること

家庭において入浴することが困難なお客様に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア．衣類着脱の介助・支援

イ．身体の清拭、洗髪、洗身の介助・支援

ウ．その他必要な入浴の介助・支援

三　食事に関すること

給食を希望するお客様に対して、必要な食事サービスを提供する。

ア．準備、後始末の介助・支援

イ．食事摂取の介助・支援

ウ．その他必要な食事の介助・支援

四　アクテビィティ・サービスに関すること

お客様が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助（支援）や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービスを行う。また、お客様の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

ア．レクリエーション

イ．グループワーク

ウ．行事的活動

エ．体操

オ．休養（養護）

五　送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とするお客様については必要な介助・支援、サービスを提供する。

ア．移動・移乗動作の介助・支援

イ．送迎

六　相談、助言に関すること
お客様及びそのご家族様の日常生活における身上、介護、援助等に関する相談及び助言を行う。

ア．日常生活動作訓練の相談、助言、及び機能訓練の相談、助言
イ．日常生活自助具の利用方法の相談、助言
ウ．住宅改良に関する相談、助言
エ．その他必要な相談、助言

（指定通所介護事業の利用料等及び支払いの方法）
第８条　指定通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、その１割または２割の額とする。

2 その他の費用は以下の通りとする

食費	750 円
オムツ代	紙オムツ 120 円　パット 80 円
レクレーション材料費・その他医療備品等	実費

（通常の事業の実施地域）
第９条　通常の事業の実施地域は、草津市・栗東市栗東西中学校区・大津市瀬田北中学校区の区域とする。

2　第９条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護事業に要した交通費は､その実費を徴収する。自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域を超えた地点から１キロメートルにつき 100 円とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）
第 10 条　お客様は、故意に施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、お客様又は、ご契約者様の自己負担により現状に復して頂くか、または相当の対価をお支払い頂く場合があるものとする。

2 通所介護従業者や他のお客様に対し、迷惑を及ぼすような宗教・政治・営利活動を行うことを禁止する。

3 事業所内においての喫煙は、喫煙スペースを除き禁止とする。

［サービス利用にあたっての禁止事項について］ (1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。 (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。 (3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でＳＮＳ等に掲載すること。

（ハラスメントへの対応）
第 11 条　事業所は利用者又はその家族からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害する恐れのある行為（カスタマーハラスメント）、暴言・暴力・セクシャルハラスメントについて職員の安全及び尊厳を確保し、適切なサービスを継続的に提供する為、組織として必要な対応を行う。

（緊急時等における対応方法）
第 12 条　通所介護従業者は、指定通所介護事業を実施中に、お客様の病状等に急変、その他緊急事態が生じた時は、冷静かつ速やかに現状を把握し、必要に応じて迅速に救急連絡を行った後、主治医、ご家族様、ケアマネージャーに連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2　通所介護従業者は、指定通所介護事業を実施中に事故が発生した時は、冷静かつ速やかに現状を把握し、必要に応じて迅速に救急連絡を行った後、ご家族様、ケアマネージャー、行政に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）
第 13 条　非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年２回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（指定通所介護事業の利用契約）
第 14 条　事業所は、指定通所介護事業の提供の開始にあたり、お客様及びご家族様等に対して通所介護事業利用契約書の内容に関する説明を行った上で、お客様又はそのご家族様と利用契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

（衛生管理及び通所介護従業者の健康管理等）
第 15 条　事業所は、通所介護に事業に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2　事業所は、通所介護従業者に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めると共に、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

（秘密保持等）
第 16 条　通所介護従業者は、業務上知り得たお客様又はそのご家族様の秘密を保持する。

2　事業者は、通所介護従業者であった者に、業務上知り得たお客様又はご家族様の秘密を、通所介護従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、通所介護従業者との雇用契約の内容とする。

（個別援助計画書の作成等）

第 17 条　事業所は、居宅サービス計画書がたてられている場合はその計画に基づいて、お客様の心身機能の状態に応じた通所介護計画（以下「個別援助計画」という）を作成し、お客様、ご家族様に対して説明を行う。

2　事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、 評価を行うものとする。

（サービスの提供記録の記載）

第 18 条　通所介護事業従業者は、指定通所介護事業を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護事業について、介護保険法第 41 条第 6 項または法第 53 条第 5 項の規定により、お客様に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録をお客様が所持するサービス提供記録簿に記載するものとする。

（苦情処理）

第 19 条　管理者は、提供した指定通所介護事業に関するお客様からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、お客様及びご家族様に説明するものとする。

（損害賠償）

第 20 条　事業所は、お客様に対する指定通所介護事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

第 21 条　事業所は、利用者の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1)　虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
(2)　虐待防止のための指針を整備する。
(3)　職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
(4)　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営についての留意事項）

第 22 条　事業所は、通所介護事業従業者の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

2　通所介護事業従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、お客様から求められた時は、これを提示するものとする。

3　事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。

4　この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、事業所が定めるものとする。

附則

この規程は、平成 15 年 5 月 23 日より施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より改訂し施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より改訂し施行する。

この規程は、平成 26 年 8 月 11 日より改訂し施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日より改訂し施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日より改定し施行する。

この規定は、令和 2 年 12 月 1 日より改定し施行する。

この規定は、令和 6 年 11 月 1 日より改訂し施行する。

この規定は、令和 8 年 2 月 1 日より改訂し施行する。

この規定は、令和 8 年 10 月 1 日より改訂し施行する。